

## 滋賀県東近江警察署西大路警察官駐在所の存続を求める意見書

平成 28 年 10 月 25 日、東近江警察署長より日野町議会に、平成 28 年 11 月 8 日、滋賀県警察本部生活安全部参事官兼地域課課長より西大路地区の区長に、東近江警察署西大路警察官駐在所の廃止の説明があり、西大路地域住民への不安を与えています。

西大路駐在所は、近江日野の歴史年表によると、明治 20 年 1 月 1 日、八幡警察署日野分署管轄範囲内で第 1 号の駐在所として、西大路地域の中央に位置する音羽村に開設されると載せられています。爾来 130 年の長きに渡って音羽の地に西大路駐在所は所在し、駐在警察官が西大路地域の安心・安全の確保にあたっていただき、地域の平穏が保たれてきたことは、地域との意思疎通と信頼関係によって築かれた貴重な実績であると確信をしております。

また、地域住民の生活に深くかかわる地域駐在所の存立は、地域住民へ安心感を与えるとともに、事件・事故への即応等必要不可欠のものとなっております。

そのような地域の安心・安全の要としての駐在所が地域から姿を消すことは、地域住民を不安に陥れる以外の何者でもありません。警察業務はもとより、地域巡回による高齢者等の見守り活動、並びに交通安全対策は大変重要なものです。

現在町内各小学校区には、それぞれ警部交番および駐在所が開設されていますが、もし、西大路駐在所が廃止されれば、西大路小学校区だけ警察施設が無くなり、登下校はもとより児童の見守りにも影響を与えるものです。

よって、日野町議会は、安心・安全なまちづくりを推進する立場から東近江警察署西大路警察官駐在所の存続を強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 28 年 12 月 22 日

滋賀県蒲生郡日野町議会  
議長 杉浦 和人